

## 2024年度（令和6年度）

### 第3回 福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会 議事概要

#### 1. 日時等

日 時 : 2025年（令和7年）3月19日（水）14時から15時10分

場 所 : 福山市役所本庁舎3階 中会議室

#### 2. 出席者

西村和之 会長、江口正章 委員、佐々木伸子 委員、寺澤恵美 委員、  
岡部真知子 委員（リモート参加）、村田和賀代 委員（リモート参加）、  
オブザーバー2名（福山市環境事業協同組合、福山市清掃事業協同組合）、  
事務局12名

#### 3. 欠席者

清水聡行 副会長、上野彰大 委員

#### 4. 議事

（1）減車措置について

（2）第4回審議会テーマ「し尿くみとり手数料について」に向けて

#### 5. 議事要旨

○委員定数の半数以上が出席していることを確認。

（福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例第5条第2項）

○会議は、公開で行われた。

○資料1「減車措置について」の説明を行い、質疑応答。

○資料2「第4回審議会テーマ「し尿くみとり手数料について」に向けて」の  
説明を行い、質疑応答。

(意見の概要)

減車措置について

○営業収益の措置の金額が一番大きいと思う。福山市の説明のように、個別の業者のそれぞれの事情で措置をする必要はなく、地域性も考慮して、福山市の業者に対しての基準であればよいと思う。

年間超過収益算定率と年利率の考えは、福山市の補償基準から採用したのか。

⇒福山市独自のもの。

○福山市の中で根拠がある利率を採用したのか。

実情が正しい利率を反映しているのか。

⇒実情を反映している。

○福山市の状況が反映されているのならばそれで良いと思う。それにより、自治体ごとに多少の差が生じたりするかもしれない。

○解雇予告手当措置と離職者措置に関して、解雇予告手当は、通常30日前までに通知をすれば、事業者が支払う義務がない。

事業者が支払わなければならない場合は措置の対象になると思いますが、全業者に一律に支払う必要があるのか。

離職者措置は、公共のセーフティネットの様なものだと思うが、本来は離職者に渡すものを事業者に渡す方法でよいのかと思う。

補償するべきものだと思うが、方法について気になった。

⇒解雇予告手当措置は、労働基準法に規定されている解雇予告手当相当額を措置するもので、解雇予告の猶予がない場合を想定しての措置項目としている。

減車措置要綱は、減車措置の決定を業者に通知し、許可証の返納等の後、速やかに措置費を支払い、1ヶ月以内に措置実施報告書を提出しなければならないと規定している。

制度上、措置の決定から措置費の支払い、措置実施までが短期間になる可能性があるために、30日前までに解雇予告ができない場合があると想定している。

⇒離職者措置は、従業員を解雇する場合に、離職者が通常再就職に必要とする期間の賃金相当額を措置するもの。

し尿収集業者が減車により業務を廃業する場合、従業員を解雇する場合以外に、継続して雇用する場合、新たな営業を開始するまで休業する場合等が考えられる。

継続して雇用する場合は、業務転換するため継続して従業員を雇用する費用や従業員を教育する費用などを、事業者が負担しなければならないことも考慮し、従業員に

掛かる費用として事業者に対して措置を行っているもの。

なお、国が示している合理化事業計画の策定要領に記載された合理化事業の例示で、従業員の雇用対策として職業訓練の実施措置が記載されている。

○「離職者措置」という表現がされているが、事業者が継続して次の仕事に向けて雇用を続けられることもあり、福山市はそこも考慮した措置であると整理されている。

○営業収益の措置で、月間基本収入額が3年間の平均値として示されていますが、全業者の平均的な金額と見なしているのか。それとも、ある業者をモデルにした計算ですというような意味合いになるのか。

⇒月間基本収入額は福山市の原価計算上の金額。

3年間平均を出した方が公平性を担保できるのではとの考え方で算定している。

○では、業者ごと元の数字が変わることは生じないということか。

⇒そのとおり。

○資料1は、「それぞれ根拠を明確に示して算出した結果」ということをご了解いただければということだが、よろしいか。

それでは、「減車措置について」の議題としては、福山市の計算式で提示のもので承認していくという形にさせていただきたい。

#### 第4回審議会テーマ「し尿くみとり手数料について」に向けて

○手数料の基準について、4人世帯が標準になっている。

しかし、現在は4人世帯というのは非常に少なく小規模化していると思うが、新しく算定基準を作るに当たり、また世帯で計算するのか、それとも変えていくのか。

⇒標準世帯に関して、過去は4人世帯が主流だったが、現状と乖離している。

また、162リットルの根拠について4人世帯を想定した収集量であり、1人1日当たり1.2リットルで4人1か月当たりの量に18リットルの洗いを加えた量となる。実際の平均収集量は現在約324リットルになっているが、適した算定方法について次回は審議していただこうと思っている。

⇒人頭制、従量制、それぞれのメリットとデメリットがある。

人頭制のメリットとしては、毎月の料金が一定であり、住民にとっては安心感が得られ、料金についての苦情やトラブルが生じにくいことがある。

更に、計画収集が組みやすく留守中でも、くみとりができるという部分がある。

デメリットは、世帯人員やくみとりの回数により料金が決まるため、排出量の増減が

料金に反映されないという部分や世帯人数の増減の把握が非常に難しいところがある。

従量制のメリットは、くみとり量で料金が決まるために、合理的でわかりやすいものであることや随時くみとり依頼ができるという利便性がある。

デメリットは、くみとり量が、本当に正しい数字なのかといったトラブルが起こりやすい。

「うちはそんな量はないよ。」といった主張をされる方もおられる。

私個人とすれば、機械等を導入して正しく収集量が測定できれば住民とのトラブルも起こりにくいと思うので、基本的には従量制を主に考えていくべきという思いはある。

○今の点では、個人的な思いとしたところがあるが、もし、市としてどちらかに絞るというイメージは持っていないか。まだ、そこまではないのか。

⇒今後、委託化の話が出てこようと思うが、将来的に、委託にした場合は従量制にする方が良いと考えている。

委託後は福山市が手数料徴収を行う為、見える化も含めて、料金徴収の新たなシステムを構築し、将来的には市民の皆さんが支払いをしやすいように、従量制を基本に考えていくという方向性を持っている。

○関連の話だが、福山市の実情としては、簡易水洗が多くなっているのか。

⇒簡易水洗の場合、手数料は必ず従量制になる。

現在、人頭制と従量制の割合は概ね2対8で、従量制の方が8割程度となる。

○生活水準を上げるために皆さん簡易水洗に切り替えられていて、そうすれば必然的に水の量が増えるので従量制に移行するという話だと思った。

○将来的には従量制という話の中で、収集業者が世帯を回ってくみとられるが、家庭ごとにその場で計量できるシステムになってるのか。

数軒回って、収集車が満杯になったところでし尿処理場まで運搬し、し尿処理場で重量を計量する方法があるが、その方法だと一軒ごとの量の把握ができるものなのかと少し疑問に思った。

⇒一軒ごとに量を測っていくので、世帯ごとの収集量は把握できる。

○特別補助金 2 について、非常に分かりにくい内容のため、これは認識をしておいていただいた方が良くと思う。

法律の規定で、下水道地域で下水道が布設されると下水道に繋がなければならない、くみとり事業が無くなるのが前提となるが、下水道に接続するためにはご家庭で工事が必要になる。

金銭面の理由など各家庭の事情で、すぐに工事ができない事もあり、下水道が布設されたら直ちに接続しなければならないと法律では書いてあるが、接続を猶予されて、中々接続しない。

そのような世帯にくみとりに行かなければならない。

法律上は接続義務があり、いずれ下水道地域は必ずくみとりが 0 になることが前提だが、接続されてない間のくみとりを考慮し、その間の措置としてこの補助金が出されるので、その部分についての考え方が示されている。

○手数料の算定式は国が定めているとか、単価だけ福山市が定めているとか、例えば他でも同じような算定式になるのかなど、算定式の作り方等について教えてほしい。

⇒算定式は、福山市の条例に基づき算定している。

○その条例が作られたのは、どれぐらい前か。

○条例の中で、320 円や 70 円等は決まっているのか。そうだとすれば、今の質問は、時期によって金額変わると言うことなので、時期と金額の根拠などがあれば改めてお示しいただきたい。

⇒条例の金額等について、社会情勢の変化や消費税の増税などがあれば、条例の単価が変わるケースがある。

当初は 1969 年 10 月 1 日に条例が始まっており、最新の改定については 2019 年 10 月 1 日。

○今の算定式では 18 リットル単位、つまり一斗缶の容量で手数料が決まっているが、これを近代的に 10 進法で計算する等について、システム的にはできるのか。

18 リットル単位でないと算定ができないとか、メーターがこうなっていますとか、そういう話なのか。

⇒計量の関係になるが、バキュームカーの目盛りが 18 リットルごとの表示のため、その単位での算定式となっている。

○これは仕方がないので使い続けるしかないということか。了解した。

- 従量制では、世帯毎にくみとり量を測る時に、バキュームカーの目盛りで測っている。バキュームカーの目盛りが未だに尺貫法の時代の目盛りで作られているので、製造者がその辺りを変えると変わってくるかと思う。  
残念ながら、これは国全体の話かと思うので、福山市単独では変えられないというのが実情かと思う。
- 従量制の計算式で、1人1日当たり1.2リットルとした数字も、おそらく随分昔に設定された数字なのかなという気もしているので、この数字をどのようにするのかも1つ論点になるかと思う。
- 原単位は、これも同じように国で調べて、それは最近でも改めて調べていないのだと思う。その辺りを従前以来ずっと使い続けているのかなという印象。
- 今回も質問、意見も出たが、将来、委託化した際の算出根拠にも繋がるかと思う。  
「どうしてこの数字になったのか。」ということについて、改めて理解いただくための資料を複数作成していただくことで、スムーズな審議に繋がると思う。
- 本日は、第4回の手数料についての審議ではないため、ご質問とご指摘いただくというところで、本日の方はこの議題を終了させていただきたいと思う。

以上